

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応していると判断できる経費については、期間進行基準を採用しております。

その他の経費については、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応していると判断すること、また、中期計画等における業務の数値目標と運営費交付金財源の関係について、定量的かつ客観的に把握するための指標等を設定することが、現時点では困難であることから、費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～50年
車両運搬具	4～6年
工具器具備品	2～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第 87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第 91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

3. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金より財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する職員について、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除した額を計上しております。

5. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金及び退職年金について、運営費交付金より財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、次のとおり計上しております。

・退職一時金

事業年度末に在籍する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額と退職者に係る前期末退職給付見積額を控除した額。

・退職年金

事業年度末に在籍する役職員について、年金債務に係る当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の算出方法

都道府県に所在する施設で国及び地方公共団体から無償使用している財産のうち、土地・建物及び土地に定着している工作物については法律等から算出した使用料を、その他の財産は減価償却相当額を計上しております。

(2) 政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成23年3月末利回りを参考に1.255%で計算しております。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

1. 資産除去債務に関する会計基準及び

資産除去債務に係る特定の除去費用等の費用計上時における会計処理の適用

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会）に基づき、当事業年度より、これらの会計基準等を適用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが 117,688,241 円増加しておりますが、このうち、当事業年度期首までの経過調整分は 101,187,306 円であり、当事業年度の純増分は 16,500,935 円であります。

なお、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

2. 不要財産の国庫納付等に係る会計基準の適用

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会）に基づき、当事業年度より、これらの会計基準等を適用しております。

(高齢・障害者雇用支援勘定)

注記事項

1. 貸借対照表関係

運営費交付金の国からの財源措置により充当されるべき賞与及び退職給付の見積額

賞与の見積額	306,249,556 円
退職給付の見積額	7,442,664,120 円

2. 損益計算書関係

(1) 人件費の内訳

役員報酬	37,998,896 円
法定福利費（役員）	5,124,199 円
退職手当（役員）	6,321,700 円
職員給与及び手当	3,632,090,547 円
法定福利費	633,521,749 円
退職手当	186,279,800 円
その他の人件費	140,112 円

(2) ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△60,040 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 3,434,715 円であります。

(3) 雑益の内訳

職員宿舍使用料	38,452,525 円
違約金	8,601,000 円
施設使用料	3,948,000 円
入校者宿舍使用料	2,591,785 円
その他の雑益	4,561,028 円

3. キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	8,814,993,274 円
現金及び預金勘定のうち定期預金	2,010,807,394 円
資金期末残高	6,804,185,880 円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リース取引による資産の取得は、20,437,415円であります。

4. 行政サービス実施コスト計算書関係

(1) 損益外減価償却相当額の計上額

後述7の資産除去債務の認識における契約終了時の原状回復費の償却額104,233,455円については、会計処理上資本剰余金から控除しておりますが、本計算書においては、損益外減価償却相当額として表示しております。

(2) 引当外賞与見積額の算定

当期末における引当外賞与見積額	306,249,556円
前期末における引当外賞与見積額(△)	319,326,496円
引当外賞与見積額	△13,076,940円

(3) 引当外退職給付増加見積額の算定

(退職一時金制度)

期末在職者に係る退職給付見積額の増加額	194,261,692円
期中退職者に係る前期末退職給付見積額(△)	183,808,085円

(厚生年金基金制度)

年金債務に係る退職給付見積額の増加額	168,250,933円
引当外退職給付増加見積額	178,704,540円

このうち、国からの出向者に係る引当外退職給付増加見積額は20,123,432円であります。

5. 減損損失関係

減損を認識した固定資産

①減損を認識した固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

用途	場所	種類	帳簿価額
旧三重障害者職業センター	三重県津市	建物	7,459,520円
		土地	67,616,000円
		計	75,075,520円

②減損の認識に至った経緯

独立行政法人自らが固定資産の全部につき使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

③減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
旧三重障害者職業センター	建物	—	59,520 円
	土地	—	16,216,000 円
	計		16,275,520 円

④回収可能サービス価額

正味売却価額としております。

正味売却価額の算定にあたっては、不動産鑑定評価額を用いております。

6. 不要財産に係る国庫納付等関係

①不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	取得価額	取得財源
建物	2,409,000 円	労働保険特別会計 政府出資金
構築物	274,000 円	
土地	98,814,000 円	
計	101,497,000 円	

②不要財産となった理由

業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。

③国庫納付等の方法

不要資産の譲渡により生じた収入に係る国庫納付による。

④譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

210,415,000 円

⑤国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

105,000 円

⑥国庫納付等の額

210,310,000 円

⑦国庫納付等が行われた年月日

平成 23 年 3 月 30 日

⑧減資額

101,497,000 円

7. 資産除去債務関係

①賃借地に設置する有形固定資産に係る除去債務

当機構が設置する地域職業センターのうち、賃借地に当機構が設置する建物等については、不動産賃貸借契約に基づく賃借地の返還時における資産の除去に係る債務を資産除去債務として認識しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は対象資産に係る耐用年数（2～50

年)、割引率は耐用年数に応じた長期国債利回り(0.163~2.285%)を採用しており、これによる当事業年度における当該債務の残高の推移は、次のとおりであります。

期首残高	23,914,565 円
時の経過による調整額	541,600 円
期末残高	24,456,165 円

②竹芝本部事務所の原状回復義務

当機構の竹芝本部事務所の賃貸ビルについて、不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務により敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を、敷金の償却として処理しております。

使用見込期間の算定にあたっては、「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成23年政令第166号)により、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。)(注)の主たる事務所を東京都に置く期限を平成24年3月31日とすることとなったことから、当該期限日を基準日としております。

これによる当事業年度期首時点で回収が最終的に見込めないと認められる額は、16,324,203円であり、当期末時点では、当期償却額2,647,176円を加えた18,971,379円であります。

注:「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」(平成23年4月27日法律第26号)により、当機構は平成23年10月1日において、名称を高齢・障害・求職者雇用支援機構に改めることとされております。

③賃借事務所の原状回復義務

当機構が設置する地域障害者職業センターのうち、敷金を預託した上で賃貸ビルに入居するものについては、不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を、敷金の償却として処理しております。

使用見込期間の算定にあたっては、過去の賃借事務所に係る移転・退去実績をもとに5年間と見積もり、これによる当事業年度期首時点で回収が最終的に見込めないと認められる額は、73,136,113円であり、当期末時点では、当期償却額12,125,963円を加えた85,262,076円であります。

8. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当機構では、余裕金の運用については独立行政法人通則法第47条の規定に定める金融商品に限定しており、株式等は保有していません。

未収金等に係る債務者の信用リスクは、会計規程等に沿ってリスク低減を図っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、業務実施に必要な資産の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、差入敷金及び保証金は、主に施設の賃貸借契約による差入預託保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	8,814,993,274	8,814,993,274	—
(2) 未収金	27,475,596		
貸倒引当金(※)	△272,235		
	27,203,361	27,203,361	—
(3) 敷金及び保証金	306,361,147	271,675,309	△34,685,838
資産 計	9,148,557,782	9,113,871,944	△34,685,838
(1) 未払金	456,024,536	456,024,536	—
(2) リース債務	209,895,919	212,627,223	2,731,304
負債 計	665,920,455	668,651,759	2,731,304

(※) 未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

○資産

(1) 現金及び預金並びに(2)未収金

これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価の算定については、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

○負債

(1) 未払金

これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

重要な債務負担行為

該当なし

重要な後発事象

該当なし